

令和6年度より加算の一部が名寄市電子地域通貨Yorocaポイントとなります！

名寄市ずっと住まいる応援事業

名寄市では、市民が安心して住み続けられる住環境の整備および名寄市への移住促進並びに中古住宅の流通促進を図るため、「名寄市ずっと住まいる応援事業」を実施しています。住宅の改修等をご検討されている方は、内容をご確認の上、ご相談ください。

【補助金の額】

- 補助対象経費の額（消費税を除く。）が50万円以上100万円未満

補助金額 定額 10 万円

- 補助対象経費の額（消費税を除く。）が100万円以上

補助金額 定額 20 万円

【加算について】

- ① 移住者加算 ⇒ **5万円相当**
 - ・申請者が移住者の場合
- ② 中古住宅加算 ⇒ **5万円相当**
 - ・中古住宅取得から1年以内に改修工事等を実施する場合
- ③ コンパクトシティ加算 ⇒ **5万円相当**
 - ・名寄市立地的成果計画で設定されている居住誘導区域外から区域内に転居して改修工事等を実施する場合。
- ④ 省エネ機器加算 ⇒ **5万円相当**
 - ・建築設備工事のうち、特定エネルギー消費機器の設置工事を実施する場合
- ⑤ 地域材利用加算 ⇒ **最大10万円**
 - ・北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（地域材）を利用して改修工事等を実施する場合

※上記①②③④に該当する場合は、補助金額に加え**現金3万円と名寄市電子地域通貨Yoroca2万ポイントが加算**されます。（Yorocaをお持ちの方は、そのカード・アプリに付与いたします。お持ちでなければ新規で発行いたします。）

※⑤に該当する場合は、現金10万円を上限として加算されます。

【注意事項】

- ・市税の滞納がある方や過去に「ずっと住まいる応援事業」・「住宅改修等推進事業」を利用した方は利用できません。
- ・その他、**利用要件・加算該当要件等あります**ので詳しくはお問い合わせください。

【ホームページのご案内】

- ◆ 申請書類等は名寄市ホームページよりダウンロードすることが可能です。



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

【お問い合わせ先】

名寄市経済部産業振興室産業振興課 01654-3-2111（内線3341）